

延長利用申請書 兼 誓約書

年 月 日

西宮市立留守家庭児童育成センター指定管理者 様

午後7時までの時間延長を利用したいので、下記のとおり申請し、誓約します。

フリガナ		学年	性別	生年月日
児童名		[令和2年度] 年	男・女	年 月 日
延長利用 開始月	年 月から	育成センター名	(第) 育成センター	
登録コード		※登録コードは利用許可通知書に記載されています。		
児童のお迎えに来る可能性がある方全員の名前・フリガナ・児童との関係を下の欄に記入してください。				
児童との 関係	フリガナ 名 前	児童との 関係	フリガナ 名 前	

- 【注1】保護者が迎えに来られない場合は、同じ育成センターを利用している保護者の相互協力も可能です。
児童の安全確保のため、原則として上記に記載のない方のお迎えは認められません。また、成人の方がお迎えに来てくださるようお願いいたします。
- 【注2】延長利用開始月の前月20日(20日が土日祝の場合、その直前の平日)までに申請書の提出が必要です。
- 【注3】延長利用開始月が記入されていない場合は注2の提出期日に応じた月からの利用開始とみなします。
- 【注4】延長利用開始の受理通知書は発行いたしません。ご利用の各育成センターにてご確認ください。
- 【注5】以下の誓約事項が遵守できない場合、延長利用の許可を取り消す場合があります。

誓約事項

西宮市立留守家庭児童育成センターの時間延長を利用するにあたり、下記の事項を遵守いたします。

- 上記に届け出た者が、午後7時までに遅滞なく児童を迎えに行きます。
- 定められた育成料を滞納しません。
- 路上駐車等の違法行為や、近隣住民の迷惑となる行為はしません。
- その他、定められた規定を遵守し、育成センターの管理運営上支障をきたすような行為をしません。

〒

住 所 _____

保護者名 _____ (印)

【申請書の提出・問い合わせ先】
裏面参照

受付印

センター	入力	市	申請	担当
			〒	窓

各申請書の提出先・問い合わせ先

育成センター	指定管理者	受付時間（※1）
鳴尾	三光事業団 鳴尾育成センター事務局 〒663-8125 西宮市小松西町 2-6-30	平日 9:00～17:00 TEL：0798-41-4421
苦楽園、深津 （※2）	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社 〒663-8184 西宮市鳴尾町 1 丁目 24-20 田中ビル 3 階	平日 10:00～19:00 TEL：0798-44-3536
香櫨園、浜脇、用海 （※2）	西宮 YMCA （神戸 YMCA 西宮ランチ） 〒662-0977 西宮市神楽町 5-23	平日 9:00～17:00 TEL：0798-35-5987
高木、高木北、高須西 （※2）	株式会社セリオ 西宮事務局 〒530-0003 大阪市北区堂島 1-5-17 堂島グランドビル 8 階	平日 10:00～18:00 TEL：06-6442-0633
上甲子園、甲子園浜、 夙川、大社、鳴尾東 （※2）	労協センター事業団 西宮事業所 〒663-8113 西宮市甲子園口 3 丁目 5-1 A・I APTS202 号	平日 9:00～17:00 TEL：0798-67-5170
上記以外（★）	西宮市社会福祉協議会 育成センター事業課 〒662-0913 西宮市染殿町 8-17 西宮市総合福祉センター1 階	平日 9:00～17:00 TEL：0798-36-7127

（★）今津、上ヶ原、上ヶ原南、瓦木、瓦林、神原、北夙川、北六甲台、甲東、甲陽園、小松、高須、段上、段上西、津門、名塩、生瀬、鳴尾北、西宮浜、春風、東山台、樋ノ口、平木、広田、南甲子園、安井、山口

（※1）土日祝日、年末年始（12月29日～1月3日）は受付を行いません。

（※2）各育成センターでも申請書の受付が可能です（三光事業団、西宮市社会福祉協議会を除く）。